

2008年12月24日付No. 982 ロシア連邦政府政令

リスト

「ロシア連邦から関税同盟協定の参加国外へ輸出される個々の種類の木製品に関する輸出関税率」

（単位はパーセントかユーロ）

対外活動商品 リストコード	状態の名称*	2009年1月1日より	2010年1月1日より
4403 (補注1)	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）		
4403 20 (補注2)	針葉樹のもの	25 %但し 15 ユーロ/m ³ を下回らない	80 %但し 50 ユーロ/m ³ を下回らない
4403 99	以下のその他のもの		
4403 99 100 0	ヤマナラシのもの	10 %但し 5 ユーロ/m ³ を下回らない	80 %但し 50 ユーロ/m ³ を下回らない
4403 99 300 0	ユーカリのもの	10 %但し 5 ユーロ/m ³ を下回らない	80 %但し 50 ユーロ/m ³ を下回らない
4403 99 500	カバノキのもの		
4403 99 510	丸太		
4403 99 510 1	直径 15cm 以上 24cm 未満、長さ 1 m以上	25 %但し 15 ユーロ/m ³ を下回らない	80 %但し 50 ユーロ/m ³ を下回らない
4403 99 510 2	直径 24cm 以上、 長さ 1 m以上	25 %但し 15 ユーロ/m ³ を下回らない	80 %但し 50 ユーロ/m ³ を下回らない

4403 99 590	その他のもの		
4403 99 590 1	角材でない直径 15cm 未満のもの。	0	0
4403 99 590 9	その他	25 %但し 15 ユー ロ/m ³ を下回らない	80 %但し 50 ユー ロ/m ³ を下回らない
4403 99 950	その他のもの		
4403 99 950 2	ヨーロッパヤマナラシ のもの	10 %但し 5 ユーロ /m ³ を下回らない	80 %但し 50 ユー ロ/m ³ を下回らない

* ロシア対外活動商品リストコードによって特別に決定される商品関税率を定める目的のためであり、商品の名称は単に使用の便のために用いられる。

補注 1：原文には無いが、理解しやすくするため、木材貿易対策室で挿入。

補注 2：本政令においては品目を細分化して個々に税率を規定しているが、「4403 20」の区分の中では品目に係わらず税率は同一となっているため、本表では品目細分は省略した。

2008年12月24日付No. 982 ロシア連邦政府政令

リスト

「ロシア連邦から関税同盟協定の参加国外へ輸出される個々の種類の堅い広葉樹及び価値のある種の木製品に関する輸出関税率」

対外活動商品 リストコード	状態の名称*	関税率
4403 (補注1)	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	
4403 10 000	ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの	
4403 10 000 1	コナラのもの	100ユーロ/m ³
4403 10 000 2	ブナのもの	100ユーロ/m ³
4403 10 000 3	トネリコのもの	100ユーロ/m ³
4403 10 000 9	その他	100ユーロ/m ³
4403 91 (補注2)	コナラ (Quercus spp.) のもの	100ユーロ/m ³
4403 92 (補注2)	ブナ (Fagus spp.) のもの	100ユーロ/m ³
4403 99 950 1	トネリコのもの	100ユーロ/m ³
4403 99 950 9	その他のもの	100ユーロ/m ³
4407 (補注1)	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎにしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るもの	

	とし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	
4407 91	コナラ (Quercus spp.) のもの	
4407 91 900 0	その他 (かんながけし又はやすりがけした もの以外、縦継ぎしたものを以外)	100ユーロ/m ³
4407 92 000 0	ブナ (Fagus spp.) のもの	100ユーロ/m ³
4407 93	カエデ (Acer spp.) のもの	
4407 93 900 0	その他 (かんながけし又はやすりがけした もの以外、縦継ぎしたものを以外)	100ユーロ/m ³
4407 94	サクラ (Prunus spp.) のもの	
4407 94 900 0	その他 (かんながけし又はやすりがけした もの以外、縦継ぎしたものを以外)	100ユーロ/m ³
4407 95	トネリコ (Fraxinus spp.) のもの	
4407 95 900 0	その他 (かんながけし又はやすりがけした もの以外、縦継ぎしたものを以外)	100ユーロ/m ³

* ロシア対外活動商品リストコードによって特別に決定される商品関税率を定める目的のためであり、商品の名称は単に使用の便のために用いられる。

補注1：原文には無いが、理解しやすくするため、木材貿易対策室で挿入。

補注2：本政令においては品目を細分化して個々に税率を規定しているが、「4403 91」、「4403 92」の区分の中では品目に係わらず税率は同一となっているため、本表では品目細分は省略した。